

平成 2 9 年 度 税 制 改 正 要 望

一般社団法人 日本建設業連合会

目 次

1. 建設業の担い手確保・生産性向上促進税制の創設	
(1) 担い手確保・生産性向上に係る税制上の優遇措置の創設	1
(2) 予備自衛官等招集準備金制度の創設	2
2. 印紙税の廃止	
印紙税の廃止	3
3. 有期事業かつ全国多数の工事現場を抱える建設業界として〈地方税〉	
(1) 納税制度の簡素化など法人地方税の抜本改革	4
(2) 短工期の現場に対する課税の緩和	4
(3) 住民税均等割の損金算入	4
(4) 償却資産税・事業所税の廃止	4
4. 会計基準との乖離の是正	
(1) 工事進行基準に関する会計基準との乖離の是正	5
(2) 不動産等に係る減損、評価損の損金算入	5
5. その他法人税制に関する要望	
(1) 交際費・寄付金の損金不算入制度の見直し	5
(2) 試験研究費の税額控除制度の改善	5
(3) 外形標準課税における資本割の課税標準の見直し	6
(4) 創設当初の意義（土地への投資抑制等）を逸している税制の廃止	6
6. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、PFI事業促進税制の整備等	
(1) 都市・住宅対策を促進するための税制	6
(2) PFI事業を促進するための税制	13
参考資料	15

1. 建設業の担い手確保・生産性向上促進税制の創設

(1) 担い手確保・生産性向上に係る税制上の優遇措置の創設【法人税・所得税】

建設業は、社会資本と建築物の円滑な整備や自然災害に対する応災活動などを通じて人々の快適で安心な暮らしを守り、活力ある生産・経済活動を拡大していくために必要な基幹産業である。しかし、当業界は他産業に先駆けて極端に高齢化しており、日建連の推計では、建設技能労働者は2025年度までの10年間で128万人離職すると見込まれている。そこで、日建連としては、建設業の供給力を維持し、我が国経済の健全な成長を支えるため、「90万人の新規入職者確保（うち、女性20万人以上）」と「35万人の省人化」を目標とする長期ビジョンを策定し、「担い手確保」と「生産性向上」を両輪として業界を挙げて取り組んでいる。

担い手確保については、建設技能者の賃金アップ・社会保険への加入促進、女性活躍、休日の拡大、教育訓練環境の充実等を推進している。

また、生産性向上については、日建連として本年4月に「生産性向上推進要綱」を作成、「i-Construction」を旗印に、ロボット技術を活用した無人化建設機械の導入、現場打ちに替わるコンクリートのプレキャスト化（工場生産）、企画・設計段階から発注者・設計者・施工者間で3次元情報を共有し活用するCIM・BIMなどを推進し、生産性向上へ向けた施策に注力している。

これらの活動を更に活性化するため、次の税制を創設されたい。

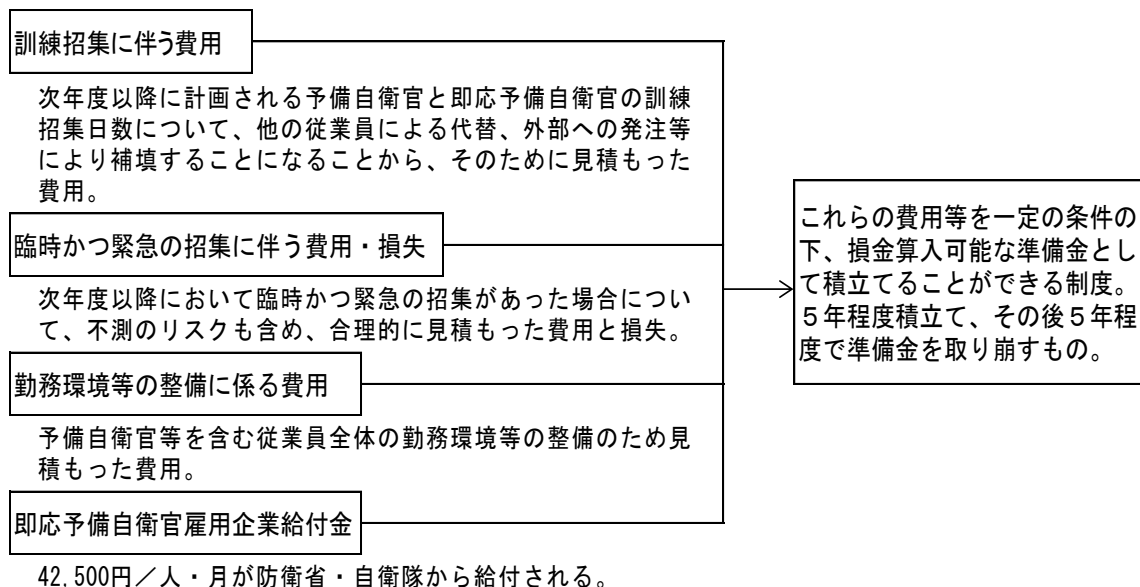
- ① 労働集約型産業である建設業における「担い手確保」のための投資、具体的には元請企業による下請企業に雇用される技能労働者への手当支給、技能向上のための研修、女性活躍促進のための現場環境整備等に要した費用について、税制上の優遇措置を創設されたい。
- ② 東北や熊本の震災復興、東京オリンピック・パラリンピックまでの首都圏における建設投資など、受注産業である建設業は繁忙となる地域や期間が限定される傾向が強く、担い手を確保するために遠隔地から技能労働者を期間限定で単身赴任させるなどの対策が必要となる。これらの対策費、具体的には宿舍等の整備費、別居手当や帰宅旅費などについて、税制上の優遇措置を創設されたい。
- ③ また、生産性の向上に関しては、無人化施工機械の購入費用、CIM・BIMを普及展開するにあたっての費用（タブレット端末やソフトウェアの購入費用）などについて、税制上の優遇措置を創設されたい。

(2) 予備自衛官等招集準備金制度の創設【法人税・法人住民税・法人事業税】

建設業の担い手を確保するためには、これまで以上に多様な人材を活用して行く必要があり、教育、訓練が行き届き、建設業に関連する技能を有する自衛隊経験者を有望な担い手として活用したい。

そのため、予備自衛官及び即応予備自衛官（予備自衛官等）を建設業の担い手として積極的に迎え入れる企業の経済的合理性を満たすための措置として、予備自衛官等である従業員が招集される際の費用・損失に関し、防衛省・自衛隊から通知された人数に基づいて見積もった金額について、積立金として損金算入できる制度を創設されたい。

※参考 予備自衛官等招集準備金制度



2. 印紙税の廃止

平成25年度税制改正により、平成26年4月から「工事請負契約書に係る印紙税の大幅な負担軽減措置」が導入されたが、工事請負契約書に係る印紙税は、以下のような理由から速やかに廃止されるべきである。

○消費税との二重課税

印紙税は、ひとつの請負契約等に関連して消費税とともに課税されており、二重課税である。

○業種による税負担の不公平

工事請負契約書や不動産譲渡契約書等の一部の文書のみ課税されている。(建物賃貸借契約書や物品売買契約書等については平成元年の改正により課税が廃止)

○重層請負構造による多重負担

建設業においては、重層請負構造により多重に課税されるので、他業種に比して負担が重い。

○文書課税という課税根拠の不合理

金額等の契約内容が同じでも電子契約の場合には課税されない。

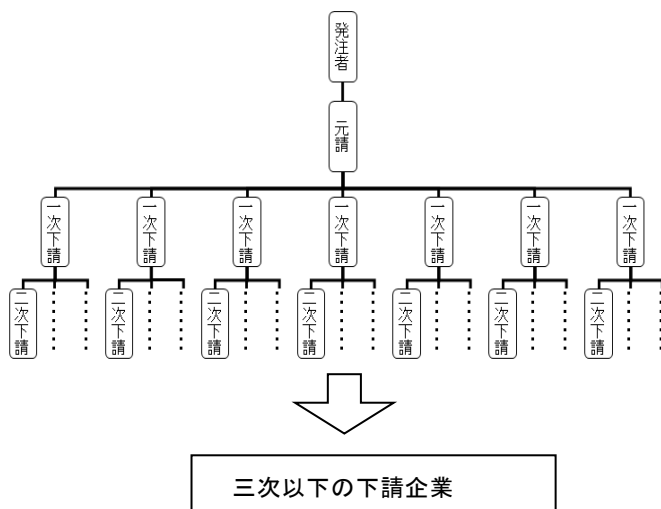
○書面契約に対する阻害要因

建設業において電子的手段による契約の普及が進んでいない中であって、印紙税の負担が契約変更を含め、「書面による契約の締結」(建設業法第19条)の阻害要因となり得る。

○諸外国との課税状況の比較

欧米主要国の経済取引に係わる文書への課税状況を見ても、わが国の印紙税のように請負契約書に対して課税する制度はない。

建設工事における重層請負構造のイメージ



請負契約書に係る印紙税に関する
欧米主要国との比較

国名	印紙税制度の有無	請負契約書に係る印紙税
日本	○	○
アメリカ	×	—
ドイツ	×	—
イギリス	○	×
フランス	○	×

租税特別措置法による工事請負契約書に係る印紙税の軽減措置税額

《平成26年4月1日から平成30年3月31日まで》

契約金額	本則税額	軽減後税額	契約金額	本則税額	軽減後税額
100万円超 200万円以下	4百円	2百円	5000万円超 1億円以下	6万円	3万円
200万円超 300万円以下	1千円	5百円	1億円超 5億円以下	10万円	6万円
300万円超 500万円以下	2千円	1千円	5億円超 10億円以下	20万円	16万円
500万円超 1000万円以下	1万円	5千円	10億円超 50億円以下	40万円	32万円
1000万円超 5000万円以下	2万円	1万円	50億円超	60万円	48万円

3. 有期事業かつ全国多数の工事現場を抱える建設業界として〈地方税〉

(1) 納税制度の簡素化など法人地方税の抜本改革

法人住民税及び法人事業税については、国・地方を通じた税制抜本改革の中で、他の税目との整理・統合も視野に検討されるべきであり、地方税の抜本改革までの暫定措置として導入された地方法人特別税を廃止することのほか、地方税を国が一括徴収し、各地方自治体へ配分するような制度への移行等を含め、早期に抜本的な改革を図られたい。

また、早期に抜本的な改革がなされない場合においても、現行の地方法人課税は制度が複雑であり、特に、建設業においては全国多数の現場事務所が短期間で設置・廃止され、他産業に比べて事務負担が大きいことから、本店所在地の都道府県への一括申告・納付等による申告・納付手続の簡素化を図られたい。

また、現行の法人事業税の制度(課税所得計算及び外形標準課税制度)は、煩雑な集計作業を必要としているので、簡素な税制となるよう改正されたい。

(2) 短工期の現場に対する課税の緩和

2,3か月程度の一時的な現場事務所は現在非課税とされているが、納税者の事務負担に鑑み、1年程度に緩和されたい。

(3) 住民税均等割の損金算入

均等割税額を法人税の所得計算上で損金算入を認めていただきたい。

(4) 償却資産税・事業所税の廃止

償却資産税については、平成19年度税制改正における減価償却制度の見直しにより残存価額や償却可能限度額が廃止されたにもかかわらず、償却資産の評価方法については改正が行われず、一物二価の状態を生んでいる。また、固定資産と償却資産の区分についての判定や抽出作業が難解で税の明確性に欠けており、申告手続に要する労力並びに税金の負担も大きいので、廃止されたい。

また、事業所税は、都市計画税との関係が曖昧であり、加え、都市部の活性化に貢献している大企業により多く課税されるという公平感に欠けるものであるので、廃止されたい。

4. 会計基準との乖離の是正

(1) 工事進行基準に関する会計基準との乖離の是正

工事進行基準の取り扱いについて、税制と「工事契約に関する会計基準」との間に乖離があり、特に以下の点については、実務面において不都合が生じているため是正していただきたい。

① 工事損失引当金の損金算入

工事損失引当金について税制では所要の措置が講じられておらず損金算入できないが、会計基準に則って工事収益・工事原価を計上する限り恣意性のある余地はないため、損金算入できるようにしていただきたい。

② 請負金未確定の場合の売上計上基準の見直し

追加工事等で請負の対価が確定していない場合、会計基準では、当事者間で実質的に合意され、かつ、合意の内容に基づいて、対価の額を、信頼性をもって見積もることができることとなった時点で工事収益総額に含めるものとされているが、税制においては法人税法施行令129条第4項により追加工事の見積原価額をその対価の額とする旨の規定がある。一般に損失工事の場合、追加工事も入札率等で減額査定され更に損失が拡大する工事が多い。従って、税法で規定する追加工事の対価の額（追加工事の前原価と同額）を請負金の総額に含めた場合、獲得可能性が低い請負金まで売上計上され、収益の過大計上の恐れがあるため、追加工事に係る売上計上の取り扱いを会計基準に適合させていただきたい。

(2) 不動産等に係る減損、評価損の損金算入

明確な会計基準に基づく時価評価を行った結果であるので、不動産、非上場株式、ゴルフ会員権に係る減損、評価損の損金算入を認めていただきたい。

5. その他法人税制に関する要望

(1) 交際費・寄付金の損金不算入制度の見直し

交際費については、接待飲食費以外の支出においても、全企業を対象として一定限度内での損金算入を認めていただきたい。

寄付金については、損金算入限度額の未使用部分を一定の期間（例えば欠損金の繰越控除期間と同様）の中で繰越可能とする控除制度を創設されたい。

(2) 試験研究費の税額控除制度の改善

税額控除額が法人税額の一定割合を限度とされているため、税務調査の結果、法人税額が増加した場合、同控除額も連動して増加し、税の還付を受けること

となる。この場合、納税者自らが更正の請求（税の還付請求）をする必要があるが、納税者の事務的な負担を考慮して、税務当局の職権で還付いただきたい。

(3) 外形標準課税における資本割の課税標準の見直し

企業の資本政策の柔軟性を確保し、また、市場の活性化を促すため、資本割の課税標準を再度見直し、従来どおり、課税標準から無条件で自己株式を控除することを認めていただきたい。

(4) 創設当初の意義(土地への投資抑制等)を逸している税制の廃止

- ・ 土地譲渡益に対する追加課税制度
- ・ 地価税
- ・ 特別土地保有税

6. 都市・住宅対策促進税制の恒久化等、PFI事業促進税制の整備等

(1) 都市・住宅対策を促進するための税制

平成28年12月31日または平成29年3月31日に適用期限が到来する、以下の各種特例制度について、良好な市街地環境整備並びに優良な住宅ストック形成の観点から恒久化または延長を図られたい。

① 良好な市街地環境整備を促進するための税制

項目【税目】	内容	要望内容
①-1. 特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例措置の延長【所得税・法人税】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期保有（10年超）の土地等を譲渡し、新たに事業用資産（買換資産）を取得した場合において、譲渡した事業用資産の譲渡益についての課税の繰り延べ措置を延長する。 ・ 機械・装置を除外 ・ 取得するものは国内にある300㎡以上の土地・建物等 ・ 圧縮率は買換資産の所在地により変わる。 地方物件から東京23区物件への買換え 70% 地方物件から首都圏近郊整備地帯等への買換え 75% その他 80% 	恒久化 平成27年度税制改正で買替資産の土地面積は300㎡以上とされたが、中小の地権者・事業者への影響が大きい面積要件の撤廃を要望する。
①-2. 都市再興に向けた都市機能の整備のための特例措置の延長【所得税・法人税・固定資産税】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市再興の実現に向けて、都市機能（医療、福祉、商業等）の計画的な配置等を推進するため、民間事業者等による都市機能の整備等に対する課税の特例措置を講じる。 [移転誘導] ※1	※1平成29年3月31日から3年間延長 ※2平成28年12月31日から3年間延長

	<ul style="list-style-type: none"> ・都市機能を誘導すべき区域の外から内への事業用資産の買換特例→80%課税繰り延べ <p>[都市機能を誘導する事業の促進（協力者）] ※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例 ・都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例→長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合 所得税 軽減税率 原則 15%→2,000万円以下 10% 個人住民税 軽減税率 原則 5%→2,000万円以下 4% 法人税 5%重課→5%重課の適用除外 	
<p>①－3. 市街地再開発事業促進のための特例措置の延長【所得税・法人税・固定資産税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え特例→80%課税繰り延べ※1 ・市街地再開発事業によって新築された施設建築物の権利床に係る固定資産税の軽減を延長する。 ※2 従前権利者居住用住宅 5年間 1/3 従前権利者非居住用住宅及び非居住用家屋 5年間 2/3 	<p>※1平成29年3月31日から3年間延長</p> <p>※2平成29年3月31日から2年間延長</p>
<p>①－4. 既存建築物（非住宅）改修投資促進のための特例措置の延長【所得税・法人税・固定資産税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化、省エネ化による既存建築物（非住宅）の改修投資を促進し、消費税引き上げに伴う大幅な住宅着工戸数の落ち込みによる経済への影響を緩和するとともに、民間建築投資の活性化を図るため、以下の特例措置を延長する。 <p>[耐震改修投資促進]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断が義務づけられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、政府の補助を受けて改修工事を行った場合、工事完了年の翌年度分から2年度分の固定資産税について、固定資産税額の1/2に相当する額を減額する。（ただし、改修工事費の2.5%を限度とする。） 	<p>平成29年3月31日から3年間延長</p>

	<p>[省エネ投資促進]</p> <p>・産業競争力強化法の制定に伴い、製造業・非製造業の生産性向上を図る「生産性向上を促す設備等投資促進税制」において、建築物全体の省エネ性能に大きく影響するLED等の照明断熱窓等の先端的な省エネ設備について以下の特例措置を講じる。また、建築物全体の省エネ改修についても、一定の利益率向上があれば、同様の措置の対象とする。</p> <p>→償却率等について、特別償却50%（建物・構築物は25%）または税額控除4%</p>	
①－5. 都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長【所得税・法人税・登録免許税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税】	<p>・都市再生緊急整備地域において、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市開発プロジェクトに係る特例措置延長する。</p> <p>[都市再生緊急整備地域]</p> <p>所得税・法人税：5年間 3割増償却 登録免許税：建物の保存登記について本則0.4%を0.35%に引き下げ 不動産取得税：課税標準から1/5を控除 固定資産税・都市計画税：5年間 課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準を3/5とし、1/2以上7/10以下の範囲内）</p> <p>[特定都市再生緊急整備地域]</p> <p>所得税・法人税：5年間 5割増償却 登録免許税：建物の保存登記について本則0.4%を0.35%に引き下げ 不動産取得税：課税標準から1/2を控除 固定資産税・都市計画税：5年間 課税標準を市町村の条例で定める割合に軽減（参酌基準を1/2とし、2/5以上3/5以下の範囲内）</p>	平成29年3月31日から2年間延長
①－6. 我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る税制特例の	<p>[要件]</p> <p>・規模：普通倉庫3,000㎡以上、冷蔵倉庫6,000㎡以上</p> <p>・立地：高速道路ICから5km以内、特定臨港地区(28港)、臨港地区(120港)</p>	平成29年3月31日から2年間延長

<p>延長【所得税・法人税 ・固定資産税・都市計 画税】</p>	<p>・設備：物流効率化に資する設備（流通加工機能，垂直型連続運搬装置等），災害対策に資する設備（非常用電源・通信設備，荷崩れ防止装置等）</p> <p>[特例の内容]</p> <p>・倉庫等の割増償却(所得税・法人税)5年間10%</p> <p>・倉庫等に係る課税標準の特例(固定資産税，都市計画税)5年間 1/2（倉庫）3/4（付帯設備）</p>	
<p>①－7．Jリート，特 例事業者等が取得す る不動産に係る特例 措置の延長・拡充【登 録免許税・不動産取得 税】</p>	<p>・Jリート等が不動産を取得する場合及び特例事業者が不動産特定共同事業契約により不動産を取得した場合における不動産流通税の措置を延長する。</p> <p>・登録免許税</p> <p>Jリート・TMK 移転登記 本則20/1000→13/1000 特例事業者 移転登記 本則20/1000→13/1000 保存登記 本則4/1000→3/1000</p> <p>・不動産取得税</p> <p>Jリート・TMK 課税標準 3/5を控除 特例事業者 課税標準 1/2を控除</p>	<p>平成29年3月31日 から2年間延長</p>
<p>①－8．浸水防止用設 備に係る課税標準の 特例措置の延長【固定 資産税】</p>	<p>・浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者が，水防法に規定する浸水防止計画に基づき浸水の防止に資するために取得する浸水防止用設備（止水板，防水扉等）について，最初の5年間価格に2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする措置を延長する。</p>	<p>平成29年3月31日 から3年間延長</p>

②優良な住宅ストック形成を促進するための税制

項目【税目】	内容	要望内容
<p>②－1．優良住宅地等 のために土地等を譲 渡した場合の譲渡所 得の軽減税率の延長 【所得税・法人税・個</p>	<p>・良好な環境を備えた住宅・宅地開発等の事業を促進するため，当該事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置（軽減税率）を延長する。</p>	<p>平成28年12月31日 から3年間延長</p>

<p>人住民税・法人住民税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち、2,000万円以下の部分について税率を軽減する。 ・本則 所得税15%・個人住民税5%・合計20% 特例 所得税10%・個人住民税4%・合計14% ・軽減部分 所得税5%・個人住民税1%・合計6% 	
<p>②－２．土地等の譲渡益に対する追加課税制度の停止期限の延長 【所得税・法人税・個人住民税・法人住民税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他の資産とのバランスの取れた税負担を実現することにより、土地の流動化・有効利用を促進する観点から、個人又は法人が土地等を譲渡した場合の譲渡所得の追加課税制度（重課）の停止期限を延長する。 ・土地譲渡益に対して特別税率が課される法人重課制度及び個人の不動産業者等が所有期間5年以下の土地等を譲渡した場合の事業所得等に係る重課停止期限を延長する。 ・法人重課制度 短期所有土地の場合→通常の法人税率＋10% 長期所有土地の場合→通常の法人税率＋5% ・個人重課制度 譲渡益の52%（所得税40%＋住民税12%）等 	<p>平成29年3月31日から3年間延長 ※平成10年より課税停止中</p>
<p>②－３．サービス付き高齢者向け住宅供給促進に係る割増償却の特例措置 【所得税・法人税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月までに取得等 5年間 割増償却14% （耐用年数35年未満：10%割増償却） 	<p>平成29年3月31日から2年間延長</p>
<p>②－４．老朽化マンションの建替え等の促進に係る特例措置の延長【所得税・住民税】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・転出者にかかる特例 区分所有者の長期譲渡所得の軽減税率 ・所得税 15%→2,000万円以下10% 住民税 10%→2,000万円以下4% 法人税 5%重課免除 	<p>平成28年12月31日から3年間延長</p>
<p>②－５．住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の延</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得に係る負担の軽減、良質な住宅ストックの形成・流通の促進を図るため、住宅用家屋の所有権の保存登記等に係る特例措置の適用期限 	<p>平成29年3月31日から2年間延長</p>

<p>長【登録免許税】</p>	<p>を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅用家屋の所有権の保存登記及び移転登記並びに住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記についての登録免許税を次のとおり軽減 所有権の保存登記 本則0.4%→特例0.15% 所有権の移転登記 本則2.0%→特例0.3% 抵当権の設定登記 本則0.4%→特例0.1% 	
<p>②－6. 土地等にかかる流通税の特例措置の延長【登録免許税】</p>	<p>・土地等の流動化・有効利用の促進等を図るため、以下の特例措置を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有権移転登記 本則2.0%→特例1.5% 信託登記 本則0.4%→特例0.3% 	<p>平成29年3月31日から2年間延長</p>
<p>②－7. 買取再販で扱われる住宅の取得に係る特例措置の延長【不動産取得税】</p>	<p>・中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備を進め、国民の住生活の向上を図るとともに、市場規模の拡大を通じた経済の活性化に資するため、買取再販事業者が中古住宅を買取りし、住宅性能の一定の向上を図るための改修工事を行った後、住宅を再販売する場合、買取再販事業者に課される不動産取得税の特例措置を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中古住宅の築年月日に応じて、課税標準から以下の額を控除 H9.4.1以降 1,200万円 H元.4.1～H9.3.31 1,000万円 S60.7.1～H元.3.31 450万円 S56.7.1～S60.6.30 420万円 S51.1.1～S56.6.30 350万円 	<p>平成29年3月31日から2年間延長</p>
<p>②－8. サービス付高齢者向け住宅供給促進税制の延長【不動産取得税・固定資産税】</p>	<p>・高齢者が安心して暮らせる住宅ストックが不足していることから、サービス付き高齢者向け住宅の供給を促進するため、新築のサービス付高齢者住宅に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置の適用期限を延長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産取得税 家屋 課税標準から1,200万円控除／戸 	<p>平成29年3月31日から2年間延長</p>

	<p>土地 家屋の床面積の2倍に当たる土地面積相当分の価額等に税率を乗じて得た額を軽減</p> <ul style="list-style-type: none">・固定資産税 <p>5年間、税額について2/3を減額</p>	
--	--	--

(2) P F I 事業を促進するための税制

政府では、P P P / P F I 事業について3年間（平成26年度～28年度（文教施設及び公営住宅は平成28年度～30年度））を集中強化期間に位置付け、公共施設等運営権方式など事業類型毎に数値目標を掲げ取り組んでいるところであるが、さらなる少子高齢・人口減少時代において厳しい財政状況の中、今ある社会資本を維持し、公共投資を安定的に確保するためにも、P P P / P F I 事業はより一層事業拡大への注目が集まっている。

民間事業者が公共施設を整備・運営するP F I 事業においては、事業スキームが通常の公共事業と異なることにより、結果として民間事業者に課税される部分が出てきており、通常の公共事業とのイコールフットィングの観点からも税制上の手当が必要であると考えている。

政府の方針に従ってP F I 事業を推進していくためには、下記のような税制改正が必要と考え要望するものである。

① 公共施設等運営権の登録等に係る登録免許税の免除（軽減）措置の拡充【登録免許税】

公共施設等運営権制度を活用した事業の円滑な施行及び事業者負担の軽減を図るため、公共施設等運営権に対する抵当権の設定の登録に係る登録免許税について免除措置を創設されたい。

② 公共施設等運営権者の株式購入に対する優遇措置の創設【法人税】

一般事業法人への投資（株式購入）では、法人税支払い後の利益を原資として投資家に配当され、投資家個々の納税の段階でも再度、課税が行われる。コンセッション事業に幅広く多様な資金を集めるためには、こうした二重課税を回避する仕組みとすることが効果的である。例えば、不動産の証券化に当たって、特定目的会社や投資法人に係る税制上の優遇措置が与えられたように、コンセッション事業においても新たな政策的な措置を手当てされたい。

③ B O T 方式のP F I 事業における固定資産税等の特例措置の拡充【固定資産税、都市計画税、不動産取得税】

B O T 方式による民間と競合しないP F I 事業について、税のイコール・フットィングの観点から、B T O 方式によるP F I 事業と同様に、事業の用に供する資産に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税を非課税とされたい。

④ 大規模修繕等に備えた修繕積立金制度の創設【法人税】

P F I 事業におけるサービス対価は、5年、10年といった一定期間毎の大規模修繕等に備えた費用を含め、事業期間にわたって均等に支払われている。通常の公共事業であれば、大規模修繕の度に工事の発注が行われるため、民間事業者が内部留保しておく必要がないが、サービス対価を事業期間中、均等に受け取るP F I 事業者は、大規模修繕に備え、毎年、一定額を積み立てて内部留保している。こうした大規模修繕等に備えた内部留保に対する課税は、P F

I 事業であるが故の税負担であると理解できる。

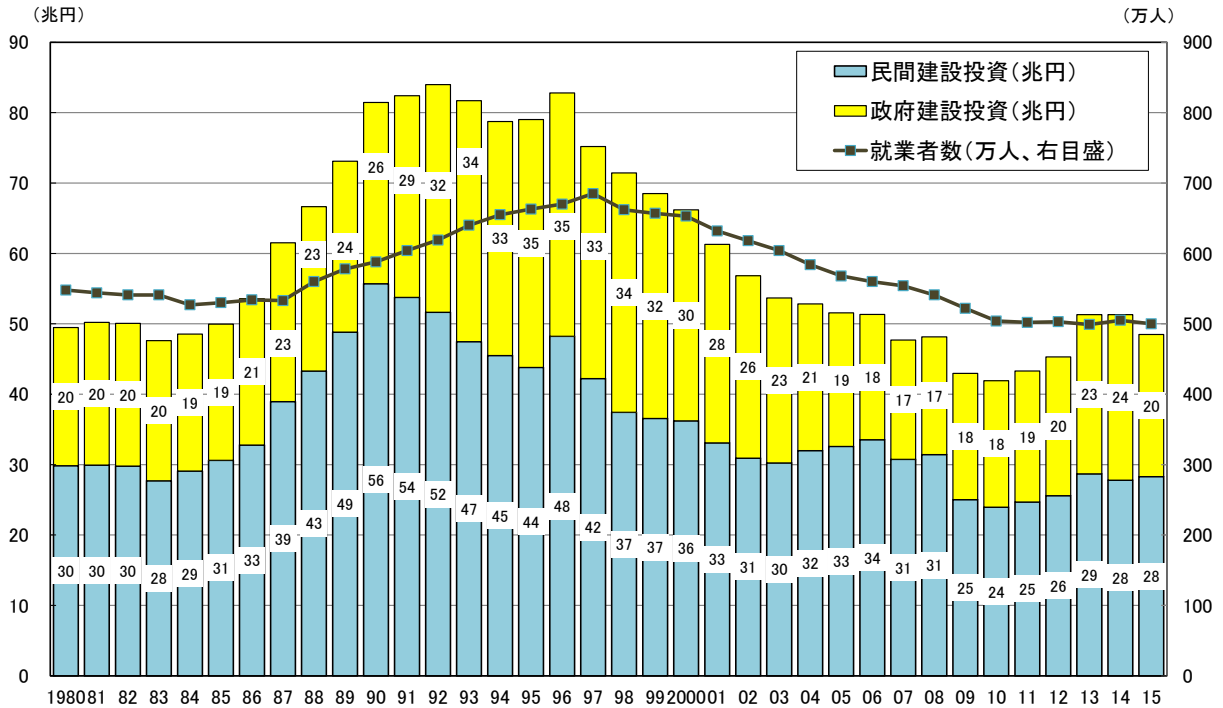
したがって、公共事業との税のイコルフッティングの観点から、P F I 事業における事業期間全般に渡る修繕積立金制度等の特例措置を創設されたい。

⑤ (株)民間資金等活用事業推進機構（P F I 推進機構）の法人事業税の資本割に係る課税標準特例の創設【法人事業税】

P P P / P F I 推進アクションプランに掲げる事業目標達成のためには、コンセッション事業や収益型事業等、民間の創意工夫や資金調達能力がより発揮できる事業分野への拡充が必要である。民間資金等活用推進機構(PFI推進機構)がP F I 事業へのリスクマネーの出融資を行うためには十分な財務基盤を有していることが必要であり、機構の税負担を軽減させることが不可欠である。P F I 推進機構について、法人事業の資本割に係る課税標準額を、銀行法施行令で定める最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置を創設されたい。

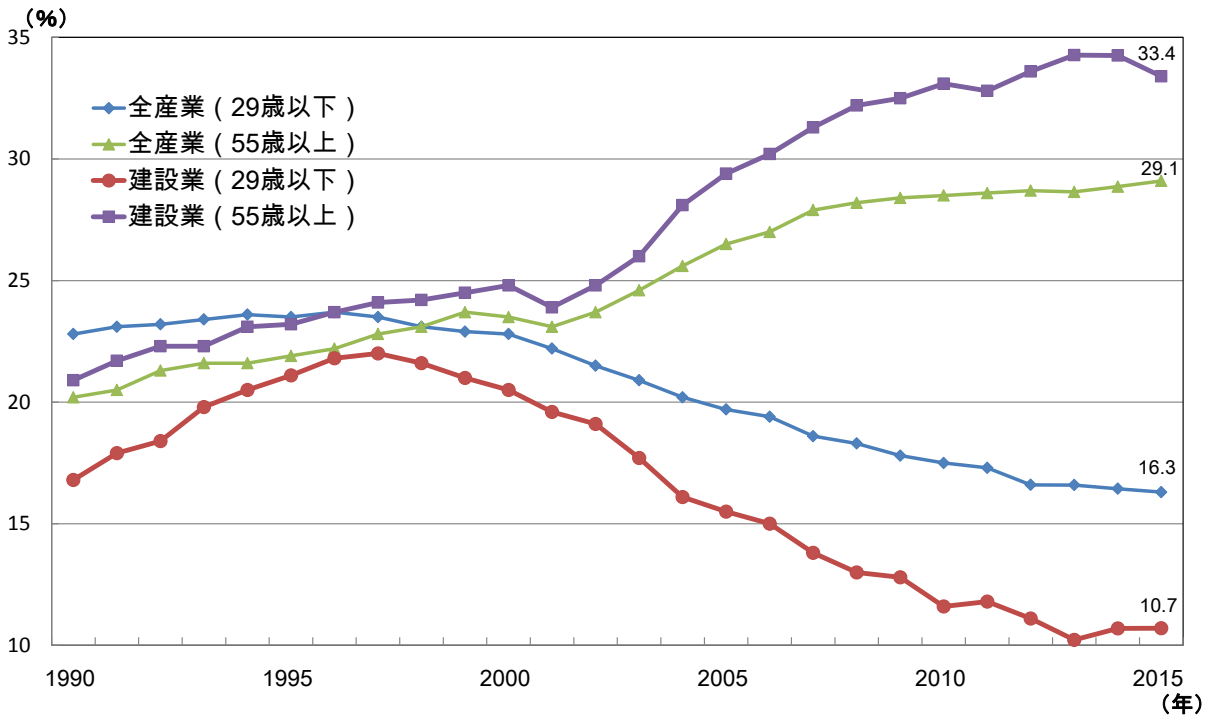
参考資料

【建設投資および就業者数の推移】



資料: 国土交通省「建設投資見通し」、総務省「労働力調査」

【建設業就労者の高齢化の進行】



資料: 総務省「労働力調査」